

県南広域振興局長告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

令和5年4月1日

県南広域振興局長 小 島 純

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 平泉停車場線
- 3 決定の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	敷地の幅員	延 長
西磐井郡平泉町平泉字泉屋35番3地先から字志羅山14番1地先まで	m 37.6~34.5	m 54.0

- 4 区域を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター
  - (2) 期間 令和5年4月1日から同年5月1日まで